

# 石川県公報

令和6年7月19日(金曜日)

号外

(第48号)

## 目次

公告  
○石川県規則第27号の公布公告

(行政経営課) 1

○石川県訓令第12号の公表公告 (同) 1

## 公告

### 石川県規則第27号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和6年7月19日

石川県知事 馳 浩

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第二十七号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和四年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二順位 副知事西垣淳子」を「第二順位 副知事浅野大介」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 石川県訓令第12号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和6年7月19日

石川県知事 馳 浩

### 石川県訓令第12号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程(令和4年石川県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月5日

石川県知事 馳 浩

第1条第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 能登半島地震復旧・復興推進部に関する事項

第1条第2号ケを同号コとし、同号ク中「各行政委員会」の次に「(教育委員会を除く。)」を加え、同号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カ中「競馬事業局」を「土木部」に改め、同号カを同号キとし、同

号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 危機管理監室に関する事項

第1条第3号中「副知事西垣淳子」を「副知事浅野大介」に改め、同号イ及びウを削り、同号中エをイとし、オをウとし、カをエとし、同号キ中「土木部」を「競馬事業局」に改め、同号キを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 教育委員会との連絡調整に関する事項

第1条第3号中クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。